

○宮崎大学産学・地域連携推進会議規程

〔平成18年3月23日  
制 定〕

改正 平成19年3月22日 平成19年11月13日  
平成20年3月10日 平成20年3月25日  
平成21年3月23日 平成22年6月24日  
平成22年9月22日 平成29年4月21日  
令和2年3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学産学・地域連携センター規則第16条第2項の規定に基づき、宮崎大学産学・地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる重要事項を審議する。

- (1) 産学・地域連携センター（以下「センター」という。）の事業計画及び運営経費に関する重要事項
- (2) センターの施設・設備の改善に関する重要事項
- (3) 企業等との産学連携の推進に関する重要事項
- (4) 地域連携に関する重要事項
- (5) 知的財産に関する重要事項
- (6) 地域人材に関する重要事項
- (7) 機器分析等の支援に関する重要事項（全学的な研究設備の共同利用に関する事項を除く。）
- (8) センターの寄附講座等に関する重要事項
- (9) 専任教員及び客員教授等の選考に関する重要事項
- (10) センターの中期目標・計画及び評価に関する重要事項
- (11) その他センターの運営に関する重要事項

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
- (2) 副学長（産学・地域連携担当）
- (3) センター長
- (4) 副センター長
- (5) 部門長
- (6) 連携研究設備ステーション長
- (7) 専任教員
- (8) 兼任教員
- (9) 財務部長
- (10) 研究国際部長
- (11) その他推進会議が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第2号の委員をもって充て、副委員長は、同条第1号委員をもって充てる。

- 2 委員長は推進会議を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 推進会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 推進会議が必要と認めたときは、委員以外の者を推進会議に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 推進会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、推進会議が別に定める。

(事務)

第8条 推進会議の事務は、研究国際部産学・地域連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 宮崎大学地域共同研究センター運営委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。